

平成 23 年 3 月

法務省 委託調査

ベトナム法制度調査研究報告書
公開バージョン

法務総合研究所 国際協力部

(委託先)

西村あさひ法律事務所
弁護士 小口 光

目次

第一	調査内容等	3
一	本件調査の目的	3
二	本件調査の内容	3
第二	調査方法	4
一	ホーチミン	4
二	ハノイ	5
第三	調査結果の分析	5
一	全般	5
1	法令の整備・運用状況	5
2	紛争時の裁判手続・執行手続の利用状況	6
二	個別の論点について	6
1	企業関連で主に問題となる法令について	6
2	紛争解決について	9

第一 調査内容等

一 本件調査の目的

本件調査は、法務省の法務総合研究所国際協力部から、ベトナムにおける内外企業の活動に関する法令の質及び運用・適用状況を調査し、その結果を、日本を含めた外国ドナー或いは国際機関による法整備支援の効果を検証し、市場経済体制の確立に向けた今後のベトナムの法制度の発展に何が必要なのかを検討する資料とすることを目的として、西村あさひ法律事務所弁護士小口光に対し、実施委託がなされたものである。

法務省は、1994年にベトナムに対する法整備支援を開始し、現在もJICAの「法・司法制度改革支援プロジェクト」に協力する形で支援活動を行っている。これまでベトナムは、世界各国のドナーの支援を受け、制定法の整備改廃及び法運用体制の強化並びに法律人材育成などに取り組んできている。その中で、ベトナムは、日本の支援により、民法、知的財産法、国家賠償法、民事訴訟法、破産法、判決執行法などの重要法令の新規制定或いは改正を行ってきたほか、各種法律教材や実務家向けマニュアルの作成、及び、従来は存在しなかった「判例」の研究などを推し進め、相当の成果を挙げている。

しかしながら、さらに進んで、これらの改善がベトナムの社会にどのような効果を及ぼし、変化をもたらしているかについては、これまで必ずしも十分な検証を行う機会がなかった。日本による法整備支援開始からすでに15年以上が経過している現在、これまでの支援が実社会にどの程度の影響をもたらしているかを検証することは有意義であるものと考えられる。特に、法整備支援による制度及び人的能力の改善が、ベトナムにおける投資環境の改善や企業活動の活発化にどのように役立っているかについて、望ましい効果が現れているか否か、未だ現れていないとすれば、これまでの支援の効果を実社会にも及ぼしていくためには今後いかなる対策が必要かを検討すべく、本件調査を実施したものである。

二 本件調査の内容

前記調査趣旨に基づき、本件調査においては、具体的には以下の事項を調査内容とした。

- 1 ベトナムで事業を行うにあたりベトナムの知的財産法、商事法、企業法、競争法（政令等の下位法規も含む）につき、その適用が便宜或いは不都合と感じられた点、実務上の観点からの改善点の有無
- 2 担保取引登録令に基づく登録の利用有無とその利便性
- 3 2005年の新民法第4条により、契約は民法に従わなければならないとい

う 1996 年民法の規定が改定され、契約自由の原則が認められるようになったが、これによって、実務上の影響があったか否か。その他民法の適用について実務上問題と感じられる事項の有無

- 4 ベトナムの裁判手続の利用の有無、その中で知的財産法、商業法、企業法、競争法、破産法、担保取引登録令が関係するものの有無。裁判所の利便性・公正性等についての印象等
- 5 仲裁等の ADR（裁判外の紛争解決手続で、仲裁、調停等）の利用有無等また国内の仲裁機関（ベトナム国際仲裁センター (Vietnam International Arbitration Center)、Pacific International Arbitration Center 等）又はベトナム案件に関連した海外の仲裁機関の利用の有無、利用検討の有無
- 6 国家賠償法が適用された事例についての知見の有無
- 7 その他、ベトナムの法律やその運用で問題と感じる点、改善点等

以上の事項について、ホーチミンで事業を行う日系企業及び現地弁護士に対して、面談によるインタビュー調査及び書面回答によるアンケート調査を実施したほか、ハノイで事業を行う日系企業及び現地弁護士に面談して調査を実施した。渥美坂井法律事務所弁護士武藤司郎が、弁護士小口光より委託を受けて調査に参加し、西村あさひ法律事務所からは、弁護士福沢美穂子、同豊田祐子、同鈴木多恵子も現地での聴取調査及び調査結果を踏まえた報告書作成を担当した。

なお、意見にわたる部分は、報告者らの属する法律事務所としての立場・見解を表明したものである。

第二 調査方法

一 ホーチミン

ホーチミン日本商工会の協力を得て、ホーチミンで事業を行う日系企業等のうち主要な 18 社に対して、2011 年 1 月から 2 月にかけて面談によるインタビュー調査を行った（別紙 1 参照）。また、ホーチミン日本商工会の各部会の協力を得て、ホーチミンで事業を行う日系企業に対し、同時期に、書面の配布又は Eメールの利用によるアンケート調査を実施し、

合計 137 社から回答を得た（別紙 2 参照）¹。

また、より専門的・実務的な意見を聴取すべく、合計 2 名の現地弁護士に対して書面又はヒアリングによる調査を実施した。

二 ハノイ

ハノイにおいては、渥美坂井法律事務所弁護士武藤司郎が、2011 年 1 月 15 日（土）から 1 月 23 日（日）までの間現地に出向き、ハノイ市内にて、個人的な紹介を通じて選定したハノイにおいて事業を行う日系企業及び現地弁護士に対して面談によるインタビュー調査を実施したほか、ハノイ近郊の工業団地においても面談によるインタビュー調査を実施した。面談対象企業は 15 社（別紙 3 参照）、面談対象弁護士は 2 名である。アンケート調査は実施していない。

第三 調査結果の分析

一 全般

本件調査は、ベトナムにおいて実際に法令を利用する企業や弁護士に対して面談及びアンケートを実施することにより、法律や通達その他の文書のみでは知り得ない法運用の実態（裁判所等の利用の実態を含む）について、特に法令の利用者たる企業がどのような点で実務上問題を感じているかという視点から概要が明らかにされたところに意義があるものといえる。

企業については、主に日系企業を対象としたが、日本における法環境と比較した場合の法整備及び法運用の実態が一定程度は明らかになったといえる。

本件調査の全体を通して聞かれた意見は、次のとおりである。

1 法令の整備・運用状況

- ① 法律の制定（分野）については、おおむね整備はされてきており、法律の制定が不足していると感じる分野は特段ないとの意見も多かった。

1 日々具体的な案件を通じ、個別の法律上の問題には多く接しているが、そこで知り得た情報は、法令上及び契約上の守秘義務に服するため抽象化しても開示できない事柄が多く含まれている。したがって、本件調査に際しては、調査の目的及び公表されることにつき明示的にご承諾を得た上で行った聴取及びアンケート調査の結果を基にして、本報告書も作成している。

- ② 法律の内容については、形としては大分整備が進んでいると認識されているものの、個別の法令について必要な規定がない、実体に合っていない、未だに概括的かつ曖昧な部分が多く、不明確な点についてのガイドラインが存在しないことが多いため、運用に委ねられている部分が多いとの意見が示された。
- ③ 法律の施行のための下位法令については、実際の運用のために必要であるにも拘らずなかなか制定されず、法律の施行と時期がずれることにより法律の規定が遵守できない、又は、下位法令が施行されても内容が不明確であるといった問題点が指摘された。
- ④ かかる運用面については、取扱いが当局によって（省レベル、地方レベル又は担当者レベルで）異なる、取扱いが内国企業と外国企業で異なる、取扱いが変更されるなどといった点が、実務上深刻な問題であると感じられているようであった。
- ⑤ さらに、制定された法律が実態と整合していないため、法律を遵守しようとすると不都合又は困難が生じるという意見や、実態としてほとんど遵守されていないものの、規定自体としては存在するため、コンプライアンスの観点から問題を感じているといった意見も寄せられた。

2 紛争時の裁判手続・執行手続の利用状況

紛争時の裁判手続・執行手続などの利用については、手続の煩雑さや、公平性への懸念等により、日本企業からはあまり利用されていないというのが実態であった。他方、現地の弁護士によれば、他の紛争解決手段による解決が未だ多いという実態はあるものの、(比較的)裁判所が利用されてきている分野も存在するとのことであった。国家賠償法についてはほとんど利用されていなかった。

二 個別の論点について

1 企業関連で主に問題となる法令について

知的財産法については、登録と取締りという運用上の問題が大きいとの意見が多かった。登録については手続が煩雑で手間がかかること、取締りに関してはコピー商品などが一向に取り締まられずに放置されている場合がある、或いは、コピー商品販売元への取締りを依頼しても手続に時間がかかるとの指摘があった。他方で、法的手続によらない事実上の警告等が効果を有する場合があるとのことであった。

商業法については、駐在員事務所の設立に関し必要となる書類の準備が煩雑で、申請手続も複雑であるなどの指摘があった。

企業法については、日系企業からは、解散・清算や各種手続に時間がかかるという意見や、統一企業法下の再登録制度につき再登録により税制面の優遇措置がなくなる点へ疑問を呈する意見はあったが、企業法自体への問題点はあまり聞かれなかった。現地弁護士からは、企業法の理念は、国内企業と外国企業にとって商業活動を行う上での公平な土壌作りを目的としており、法律上は国内企業と外国企業に差別的な取扱いはないこととされているが、卸・小売流通分野の100%外資企業による2店舗目以降の出店許可に関する経済的ニーズ考査(Economic Needs Test (ENTテスト))²や会社設立の手続・期間において、国内企業と外国企業で異なるというのが弁護士の間で共通認識となっているとの回答があった。また、我々の実務上の経験からは、企業法に規定されている事項について、強行規定と任意規定の区別が明確ではなく、例えば合弁契約の中で、日本では当事者間で自由に合意できるような事項について、法律上の権利を一切放棄できないといった議論がなされたり、企業法に規定のない事項を合意することについて、法律に根拠がないので強制執行可能性に疑義があるといった議論がなされることが多いのも事実である。

環境法については、事実上現在のベトナムでは遵守がほぼ不可能な厳格な規制を導入し、外国企業にのみ適用する運用が行われるなど、事実上の参入規制になっているとの回答があった。

競争法については、特段大きな問題を感じないとの企業が多かったが、独占禁止法の「関連市場」の定義が不明確であり M&A などの取引において今後大きな問題となりうるとの指摘があった。

民法改正により非典型契約が認められたことについては、日系企業においては、契約は特に問題なく自由に締結できているとのことで、改正により非典型契約が認められるようになったことによる影響を感じているとの回答はなかった。この点、現地弁護士によれば、自由に締結できる契約が増えたことで、より当事者のニーズに合致する契約が可能になった点において、契約交渉、そして契約書起案が容易になったとのことであるが、裁判所の解釈においては非典型契約についても典型契約に沿って解釈される傾向にあり、実際に著しい変化があったとまではいえないとのことであった。このように、日系企業と現地弁護士との間で回答に差異が生じた理由としては、日系企業においては、担当者のベトナム滞在期間が長くなく変化を感じにくい傾向にあること、実際に裁判により争われる状況になっていないこと、民法の条文について実際

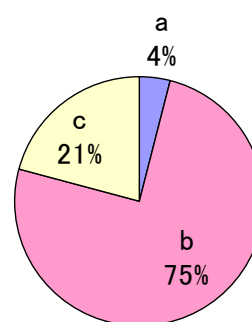
² 2007年5月21日付商務省(当時)の決定(10/2007/QD-BTM)により、ベトナムでは、2009年1月1日から、100%外資による流通分野の企業設立が可能となった。しかしながら、2店舗目以降を出店するには、出店地域における小売店舗数、市場の安定性、地域の開発計画との整合性、地域の人口密度等を、ケースバイケースで考慮した経済的ニーズ考査(Economic Needs Test)に基づき認許されるとの制限が課されている(2008年商業省通知第9号(Circular09/2007/TT-BTM))。

のビジネスの現場において意識する機会が少ないことなどが考えられる。

担保取引登録令については、ホーチミンにおける面談企業中に担保の登録をしたことのある企業は無く、必要性がない、実行について懸念があるとの回答が目立ったが、他国の企業で利用している例を知っているとの回答はあった。また、ホーチミンで実施したアンケート調査では、以下のとおり、担保登録を行っている企業も少数ながら存在した。担保権を実行した例も2件あり、結果は、満足という例とやや不満という例に分かれた。

- ベトナムで債権を保全するため、土地使用权や動産などに担保権を設定して登録したことがあるか。(担保取引登録令関係)

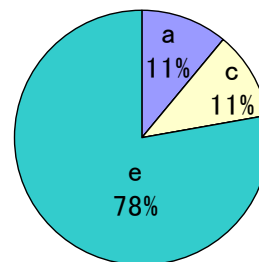
- a ある (5)
- b ない (97)
- c 不明 (27)



- 上記で「a ある」と答えた場合、担保権を実行(対象物を売却して債権を回収するなど)したことはあるか。また、実行したことがある場合、結果についての印象。

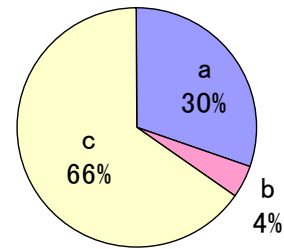
実行したことがある。結果は

- a 満足 (1)
- b まあ満足 (0)
- c やや不満 (1)
- d 不満 (0)
- e 実行したことはない (7)



• 上記で「b ない」と答えた場合の理由。(複数可)

- a 他の方法で債権の保全を図っているから
(日本の会社から保証を受けるなど) (27)
- b 担保制度が使いにくいから (4)
- c その他 (58)



「c)その他」と回答した理由：

- 回収すべき国内債権が特にない(担保の必要性がない)。(約 35 社)
- 担保制度に実効性がないと聞いており、諦めている。
- 外資系(100%独資)の場合、担保制度は使えないと聞いていた為。
- 現在のところ契約書で対応している。
- 担保権の実行が実質的に可能かわからないから。
- 債権回収等の実行機関が不明確である。

また、土地所有権の抵当権を取得できるのはベトナム法上「ベトナムの金融機関」に限られているところ、邦銀のベトナム支店がこれに含まれるかにつき解釈上の疑義が払拭されないとの指摘があった。さらに、極度額の登録ができず、また事後取得財産としての将来債権の範囲の限定もないため、先順位のベトナム国内銀行が登録した担保権の効力がどこまで及ぶか不明確であることも問題点として指摘された。他方、現地弁護士によれば、M&A の対象会社の不動産等の資産の状況を調査する際に情報収集手段として利用することがしばしばあり、その観点からは使い勝手もよく利用価値があるとのことであった。

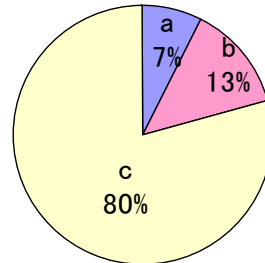
その他の法令に関しては、商業銀行はその資本の 15%までしか 1 の顧客に融資できないという金融機関法の規制が、外資系金融機関のベトナム支店に関しては本店も含めた資本の 15%までという規制であったが、2010 年の同法の改正により、支店のみの 15%と変更されたことにより、支店の払込資本を増加するか融資を縮小するかを選択を迫られ、実務上大きな影響があったとの回答があった。

2 紛争解決について

裁判制度については、以下のアンケート結果に端的に示されるように、日系企業では裁判制度を紛争解決の手段として使用する企業は少数であった。理由としては、判例拘束性が存在せず予見可能性がない、裁判所の独立性や公平性への懸念がある(国内企業と外資企業で判断が異なるのではないかと)、時間や労力をかけただけの成果が得られるかについて懸念がある、ブランドイメージの毀損への配慮等が挙げられた。

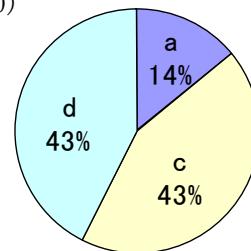
- ベトナムで紛争を解決するにあたり、裁判手続を利用したことがあるか。または、裁判手続の利用の検討をしたことがあるか。

- a 利用したことがある (10)
- b 利用の検討をしたことがあるが、
実際には利用しなかった (18)
- c 利用の検討をしたこともない (107)



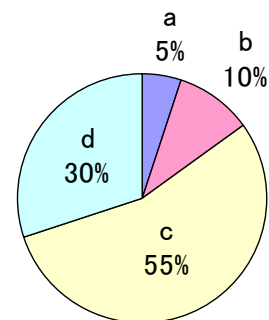
- 上記で「a 利用したことがある」と答えた場合の紛争の種類。(複数回答可)

- a 労働紛争 (1)
- b 知的財産関係(商標権、特許権、著作権など) (0)
- c 代金回収 (3)
- d その他 (3) (損害賠償債権の代位請求、
保険金受給権に係るもの)



- 上記で「b 利用の検討をしたことがあるが、実際には利用しなかった」と答えた場合、利用しなかった理由。(複数回答可)

- a 裁判手続が使いにくいから (1)
- b 仲裁・調停等で解決しているから (2)
- c b 以外の話し合いなどの方法で解決
しているから (11)
- d その他 (6)



「d)その他」と回答した理由：

(営業活動は行えないとされる)駐在事務所であるため、利用することを控えた。

利用を検討中であり、将来裁判の可能性もある。

判例が期待通りとはならないことが、あらかじめ予想された為。

裁判をしても結局(相手方)労働者に有利な判断しか示されないと予想されたから。

現地弁護士からは、国内銀行関係の債権回収案件で裁判所を利用することが多いと

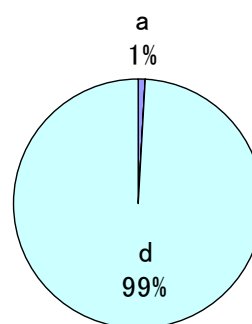
のことであり、また、裁判所利用頻度は知的財産法、商業法、企業法、破産法、担保取引登録例に関して比較的高いとの意見がある反面、やはり依然として交渉段階で終結しているケースが多いとの意見も存在した。また、ベトナム企業に比して、日系企業は裁判所の利用頻度は低いと思われるとのことであった。

この点について、日系企業から裁判の公平性（ベトナム企業と日系企業とで扱いが異なること）への懸念が見られたこと、証拠書類のベトナム語への翻訳に手間がかかることなどの意見が見られたことを考慮すると、裁判所へのアクセスについて、日系企業には法律上の障害以外の障害が存在しているものと思われる。

ADRについては、契約で規定することはあるとの声が聞かれたが、実際に利用した企業はホーチミン及びハノイにおける面談企業中皆無であり、また、以下のとおり、アンケート調査で唯一利用したことがあると回答した企業も、その結果については不満であるとの回答であった。

- ベトナムで紛争を解決するにあたって、裁判外紛争解決手続（仲裁手続または行政機関に設置される調停手続など）を利用したことがあるか。（複数可）

- a ある（ベトナム国内の仲裁機関（例えば Vietnam International Arbitration Center）） (1)
- b ある（ベトナム国外の仲裁機関（例えば Singapore International Arbitration Center）） (0)
- c ある（仲裁機関以外） (0)
- d ない (132)

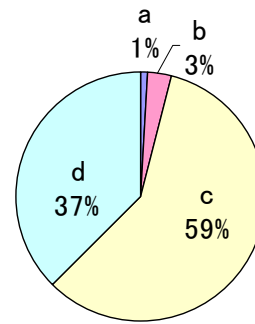


- 上記で「a ある（ベトナム国内の仲裁機関）」と答えた場合、その結果についての印象とその理由。

- a 満足 (0) b まあ満足 (0) c やや不満 (0)
- d 不満 (1) (理由：紛争の解決力が無く、結局労働者寄りの判断をした。)
- e 不明(手続中など) (0)

• 上記で「d ない」と答えた場合、その理由。

- a 仲裁制度が使いにくいから (1)
(理由：仲裁制度の使い方をそもそも熟知しておらず、一般的に複雑と聞いている為)
- b 裁判で解決しているから (4)
- c 話し合いなどで解決しているから (77)
- d その他 (49) (理由：紛争がない、事例がない、裁判にもっていく予定だったから等)



しかし、ハノイにおいては、面談企業ではないが、日系企業とベトナム企業との合弁会社が仲裁を申立てた例が存在するとのことであった。また、ある現地弁護士によれば、当該弁護士が所属する法律事務所における 2010 年の仲裁取扱い案件は 20 件であり、うち 3 件が日系企業とのことであり、この数を基に考えると仲裁案件はそれなりの数存在するものと思われる。他の現地弁護士からも、外国企業は商事紛争に関して ADR の利用を好む傾向にあり、一定程度利用されているとの回答があった。

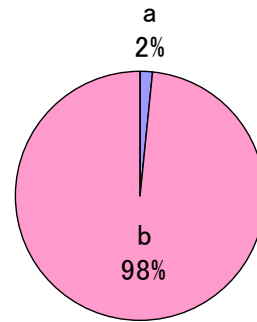
以上のように、紛争解決について裁判制度や ADR を実際に経験したことのある日系企業はあまり多くなく、話し合いや金銭等の支払いで解決しているようであったが、国内企業や日系企業以外の外国企業については一定程度裁判制度や ADR を利用している実態が伺われた。

なお、民事訴訟法については、現地弁護士より、保全制度の整備の必要性が指摘され、具体的には保証金額の引き下げを行い、執行官等による証拠や保証金の使い込みの余地を根絶する必要があるとの意見があった。また、民事執行法については、現地弁護士より、執行申立書の所定フォーマットがなく申立てても直ちに手続が進捗しないこと、条文や基準の不透明さ、執行官の汚職が問題点として指摘されたほか、執行官の権限をより強化すべきであるとの意見もあった。

国家賠償法については、ホーチミン及びハノイにおける面談企業中利用したことのある企業はなく、アンケート調査でも、以下のとおり、利用を検討しているとの企業が 1 社あったものの、その他は全て利用したことはないという回答であった。現地弁護士からは 2 例の事例が挙げられたものの、あまり利用されていないという実態が伺われた。

- ベトナム国内で国に対して損害賠償を請求した事例を聞いたことがあるか(国家賠償法関係)。ある場合はどのような事例か。

- a ある (事例：国による地下下水工事が長引いたことで商売に影響が出たため) (2)
- b ない (124)
- c 不明 (0)



以上